

質問内容	回 答
1 区分変更申請の認定結果が4月中に出たが、先月（4月末まで）は事業対象者、今月（5月1日）から要介護の扱いの方について、居宅サービス計画作成依頼届出書(居宅の届出)は何日に提出すればよいか？	左記ケースの場合、届出日から要介護者としての扱いとなるため、5月1日に提出してください。
2 月途中の区分変更申請の返戻について理由を知りたい。	区分変更申請をした場合、区分変更申請を行った月のすべての請求について、認定決定日の翌月に請求してください。
3 国保連への請求の締め日(5月10日)までに、4月中の認定結果が出た場合、4月分と合わせての請求を行ってよいか？	月の最終日の1日前(4月29日)までに認定決定したものについて4月分と一緒に請求可能。月の最終日と翌月(5月)の認定決定結果は国保連と市の情報連携の関係で10日までに結果が出ていたとしても、エラーとなる可能性があります。
4 福祉用具の例外給付申請について、主治医の医学的な所見を確認する書類を病院に提出しているが返信が遅れている場合、どのようにすればよいか？	利用開始月の月末を過ぎると遡りが行えなくなるため、月末までに提出可能な書類を暫定で提出してください。
5 福祉用具レンタルもしくは販売対象となるか教えてほしい。	掛川市はテクノエイド協会の判断を元に決定しています。テクノエイド協会ホームページでT A I Sコードを入力すると貸与可能なものは区分欄に「貸与」もしくは「販売」と表示されます。
6 介護保険を利用した住宅改修について詳細を知りたい。	掛川市ホームページで「介護保険における住宅改修の手引き」を掲載しています。【掛川市トップ→市民の皆様→介護→介護保険で受けられるサービス→在宅サービスについて】